

# 知ってほしい! 共済会制度のコト

岩田屋三越支部発信

三越伊勢丹グループ共済会の制度を岩田屋三越支部の皆さんに、もっと身近に感じて活用してもらえよう、各制度のポイントを分かりやすく発信していきます。

利用対象：L会員（月給制の方）  
S会員（時給制の方）

## Vol.2 医療共済制度について

共済会会員本人とL会員の健康保険上の扶養家族が病気・けがで健康保険適用の入院や手術をした場合、退院後その治療を目的に通院をした場合などに給付されます。（いずれも本人がその費用を負担した場合に限ります。）



例) 7日間の入院の場合、5日目からの3日間分が入院給付の対象となります。※セーフティープランの上乗せ型医療共済にご加入の方は1日目から対象となります。



| 給付内容    |   | 給付金額                |                     |                     |
|---------|---|---------------------|---------------------|---------------------|
|         |   | L会員                 |                     | S会員                 |
|         |   | 本人                  | 扶養家族(健康保険上)         | 本人                  |
| 入院給付金   | 傷病で5日以上継続入院、<br>5日目から入院1日につき                            | 5,000円              | 3,000円              | 2,500円              |
|         | 特定疾病*1で5日以上継続入院、<br>5日目から入院1日につき                        | 10,000円             | 3,000円              | 5,000円              |
| 長期入院給付金 | 傷病で270日以上継続入院、<br>一時金として                                | 300,000円            | 180,000円            | —                   |
|         | 特定疾病*1で270日以上継続入院、<br>一時金として                            | 600,000円            | 180,000円            | —                   |
| 手術給付金   | 所定の手術1回につき、種類により  | 45,000～<br>360,000円 | 27,000～<br>108,000円 | 22,500～<br>180,000円 |
| 通院給付金   | 傷害および疾病により、入院給付金の給付事由に該当する入院をし、退院後120日以内にその治療を目的に通院した場合 | 通院1日につき<br>2,000円   | 通院1日につき<br>1,000円   | 通院1日につき<br>1,000円   |

※給付対象であるかどうかの事前確認が必要です。「K」からはじまる手術区分番号を組合へご連絡ください。手術区分番号は、病院にお問い合わせください。

\*1 特定疾病…悪性新生物(ガン)・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患



※入院前の通院や、支払いのない通院は対象外となります。

Q1. 日帰り手術は申請できますか？

A. 対象になる手術であれば日帰りでも申請可能です。確認しますので、手術区分番号を教えてください。

Q2. 検査入院をしましたが入院給付は申請できますか？

A. 検査を目的とした入院は、対象外となります。

共済会制度案内は、共済会HP「制度内容のご案内」から詳細を確認できます。  
<http://www.imgu.or.jp/kyousai>

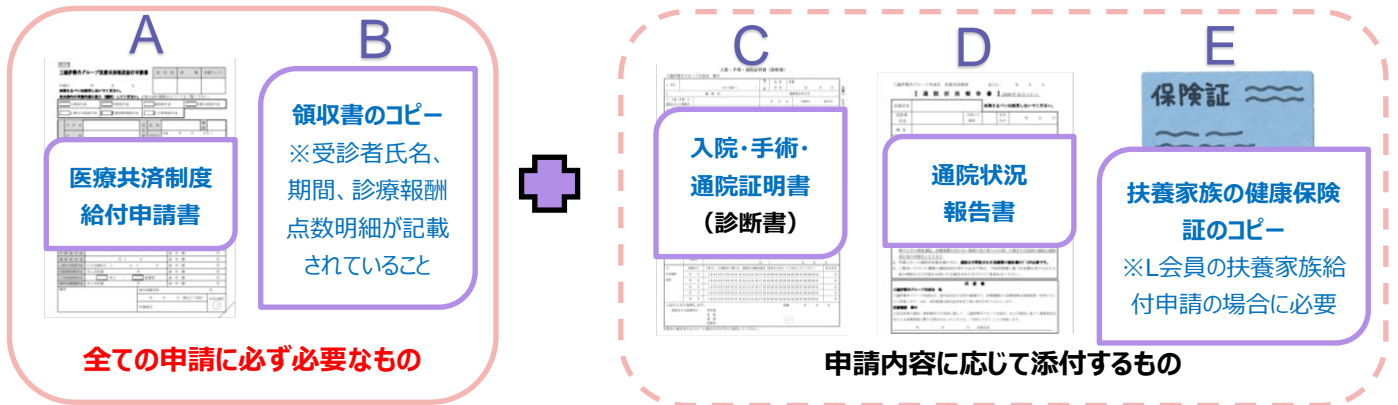


## ※給付対象外となるもの

- ・健康保険が適用されていない場合
- ・費用が自己負担されていない場合  
(労災、交通事故、公的補助、高額療養費が支給された場合等、学校管理下の事故等によるもの)
- ・治療目的ではない場合(人間ドック、検査、美容など)



## 【申請書・添付書類について】 ※申請期間は受診日より2年間です



入院・長期入院 → A・B (+C)

※**特定疾病に該当の場合は、Cの共済会所定の診断書の提出も必要です。**もしくは個人加入の保険会社へ提出用の診断書コピーでも可。(但し記載内容によっては不可の場合もあります。)

手術 → A・B+C

※**Cの共済会所定の診断書は個人加入の保険会社へ提出用の診断書コピーでも可。**(但し記載内容によっては不可の場合もあります。)

通院 (退院後) → A・B+D

※手術給付と一緒に申請をする場合、診断書に通院日の記載があれば、Dの提出は不要となります。**診断書への記載がない通院についてはDの記入が必要です。**

※L会員の扶養家給付申請には、**上記に加えEの扶養家族の健康保険証コピーが必要**

ご提出は組合事務所へ

### 「診断書」についての注意事項！！

共済会所定の診断書を取る場合は、**病院での診断書発行時の文書料は自己負担となるため、まずは給付対象かどうかの確認を！**  
診断書を取った後に「実は給付対象外だった・・・」なんてことになったら損ですぞ！



★お問い合わせはこちら★  
組合事務所 (今泉ビル1F)  
内線 815-3197  
外線 092-712-6870



給付の対象になるのかな?等、どんなささいな事でも構いませんので、ご不明な点は組合事務所へお問い合わせくださいね!  
また、周囲で入院や手術をされた方がいらっしゃいましたら、「共済会にこんな制度があるみたいよ。」とご周知していただくと幸いです。

健康第一！



◆申請書は、共済会HPの「申請書・書類集」からダウンロードできます。 <http://www.imgu.or.jp/kyousai/>